南砺市山間過疎地域振興条例による実施事業一覧(令和3年度)

Νο	分野	事業名	対象となる方、内容など	こんな事業です	山間過疎地域における特徴	問い合わせ先
1	生活	出前送迎支援 事業	五箇山地域(平地域・上平地域・利賀地域)に住所がある65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する世帯の方・65歳以上の高齢者のみの世帯・世帯員に運転免許取得者がなく、交通手段が徒歩又は公共交通利用のみの世帯	住民票や戸籍の証明書などの取得を必要と する場合に、ご自宅と市民センター間を送 迎します。	山間過疎地域 (五箇山地域) のみで実施される事業です。	平市民センター (10166-2131) 上平市民センター (10167-3211) 利質市民センター (10168-2112)
2	生活	高齢者等除雪 支援事業	市内に住所があり、かつ1戸建て住宅に居住し、自力による除雪が困難で、次のいずれかに該当する方(世帯全員が申請年度住民税所得割非課税の世帯に限ります)・65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯・65歳以上の高齢者及び小学生以下の児童で構成する世帯・身体障害者手帳1級または2級の方で、ひとり暮らしの障がい者の世帯		山間過疎地域では、1降雪期間中の <u>助成回数が4回となります。</u> (その他地域の助成回数:1降雪期間中2回まで)	地域包括ケア課(含23-2034)
3	生活	高齢者等外出 支援事業	市内に住所がある、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の在宅高齢者の方で、要介護3 以上の方 ・65歳以上の在宅障がい者で、身体障害者 手帳1級よび2級の上肢・下肢・体幹機 能障がいの方		山間過疎地域に在住の方が、 <u>走行距離10km</u> 以上で利用する場合、助成金額が増額とな ります。	地域包括ケア課 (23 23-2034)
4	生活	高齢者等軽度生活援助事業	市内に住所がある、次のいずれかに該当する世帯の方 (ただし、世帯全員が申請年度住民税所得 割非課税の世帯に限ります) ・70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・身体障害者手帳1級および2級の障がい 者のみ世帯	・庭(家周り)の除草 ・家周りの防備(台風対策) ・家屋内整理、清掃 ・家周りの除雪(屋根雪下ろしを除く) ・家屋の雪囲い(樹木は除く)	山間過疎地域では、 <u>1世帯の年間支援限度額が2万円に増額となります。</u> (その他地域の年間支援限度額:1万円)。	地域包括ケア課(日23-2034)
5	生活	市営バスと民間バスと民運 間バスとの運 賃格差是正事 業	下記対象区間の利用者で、山間過疎地域で 乗車又は降車する方(市内区間利用者に限 ります。) 【対象路線及び区間】 ・加越能バス世界遺産バス(城端駅前~成 出間) ・西日本JRバス名金線(福光駅前~高窪 間)	(南砺市営バス)回数券(約160円/枚)で利用できます。 ・回数券は、13枚綴り2,090円で市民センターなどで購入できます(乗車前の購入が	山間過疎地域を含む対象路線のみで実施される事業です。 【利用例】 世界遺産バス 西赤尾ささら館前〜城端駅間で乗車 通常料金1,200円 し数券1枚(約160円)で利用可能	政策推進課 交通政策係 (13 23-2052)
6	生活	住民共同活動 応援事業	山間過疎地域内の集落、自治会	草刈り、江浚え等の住民共同活動で不足する労働力の受け入れに対して補助金を交付します。 【助成対象】 ・受け入れ労働力への謝金(1人1,000円/回) ・お茶等飲み物代 ・作業保険料 ・草刈機燃料代 【助成内容】 全額補助(上限10万円)	山間過疎地域のみで実施される事業です。	南砺で暮らしません課 協働のまちづくり係 (む 23-2037)

Νο	分野	事業名	対象となる方、内容など	こんな事業です	山間過疎地域における特徴	問い合わせ先
7	自然環境	克雪住宅普及 事業	山間過疎地域内の住宅で、克雪住宅の新 築・改築・改良をする方	住宅の克雪化工事にかかる費用の一部を補助します。 【助成内容】 ■落雪式住宅 30万円補助 (工事費100万円以上の工事が対象) ■融雪式住宅 50万円補助 (工事費150万円以上の工事が対象)	山間過疎地域のみで実施される事業です。	建設維持課 住宅係 (2 23-2022)
8	産業	企業立地振興 事業	南砺市内で工場等又は物流業務施設の立地 を行う事業者	市内での工場等の新設・増設を行う事業者の助成を行います。	山間過疎地域で企業立地を行う場合、投下 固定資産額などの助成要件が緩和されま す。 【緩和要件】 ・新設 投下固定資産額が1,000万円以上(その他地 域は、3,000万円以上) ・増設 投下固定資産額が1,000万円以上(その他地 域は、2,000万円以上)	
9	産業		土地改良事業 (用排水路、農道整備) の実施主体 (町内会、施設管理組合など)	土地改良事業の事業費の一部に補助金を交付します。 【助成内容】 ・補助率40%	山間過疎地域では、補助率が100分の50~ 100分の60にかさ上げになります。	農政課 農地整備係 (23-23-2016)
10	教育	臨時講師等配 置事業	複式学級を有する市内の小学校	複式学級に臨時講師を配置し、生徒の学年 に応じたきめ細やかな学習環境を提供しま す。		教育総務課 総務係 (西 23-2012)
11	教育	南砺市通学費 補助金	山間過疎地域の住所から市内学校に通学す る児童生徒	通学に際して、市営バス等の利用に係る通 学費(定期券等の実費分)を補助します。	通学する学校から自宅までの距離が2.0km 以上の児童及び3.0km以上の生徒	教育総務課 学務係 (2323-2012)
12	移住・定住	進住宅改修等	令和2年4月1日以降に同一集落内で、同居 等をした日から前後1年以内に住宅改修等 の工事の契約をした多世代同居世帯	新たに多世代同居を目的としたリフォーム 代金や新築住宅への建替えまたは別棟新築 の工事費を補助します。 【助成内容】 工事費の1/5を助成(50万円以上の契約が 条件) ・多世代新婚世帯:100万円上限 ・多世代若年夫婦世帯:50万円上限(どちらかが35歳以下) ・多世代夫婦世帯:30万円上限 ・多世代家族世帯:10万円上限	山間過疎地域は、左記上限額が増額されます。 - 五筒山地域:2.0倍 - その他の山間過疎地域:1.5倍	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 (2023-2037)
13	移住・定住	定住奨励金事業	■転入奨励金 ・5年以上市外に住所を有していた方が、市へ転入届をした日から起算して前後2年以内に新たに住宅等を取得して転居した場合 ■持ち家奨励金 ・市内に居住している方が同一敷地外に新たに住宅等を取得して転居した場合または市外での居住が5年未満の方	市外からの転入者、市内での転居者の住宅取得費用を補助します。 【助成内容】 ■ 大災励金 ・新集住宅:100万円 ・中古住宅:60万円 ■持ち家奨励金 ・新築住宅:50万円 ・中古住宅:30万円	山間過疎地域は、左記助成額が増額されます。 - 五箇山地域: 2.0倍 - その他の山間過疎地域: 1.5倍	南砺で暮らしません課定住・空き家対策係(ひ23-2037)
14	移住・定住	転入等世帯リ フォーム助成 事業	山間過疎地域に転入または転居して3年を 超え10年以内の世帯	山間過疎地域に転入する世帯へのリフォーム工事費を補助します。 【助成内容】 対象費用の1/5を助成します。 (30万円 上限)	山間過疎地域のみで実施される事業です。	南砺で暮らしません課 定住・空き家対策係 (2023-2037)